

## 民有緑地維持管理支援事業(案)について

### ① (仮称) 民有緑地維持管理支援事業 補助金型事業

#### 【助成の対象地等】

対象地 民有緑地(森林法に規定する森林)

対象者 民有緑地の所有者(個人/法人)

※樹林管理事業(公園課)との区域の重複あり。

#### 【助成対象となる作業】

- ・民有緑地を将来にわたり良好に保全することを目的とした作業(伐採・枝払い・倒木処理)であること。
- ・緑の基本計画の施策方針に沿った作業内容であること。
- ・(仮称)鎌倉市森林の整備方針(資料 3-3)に沿った作業内容であること。
- ・古都保存法や風致条例など各種法規上の基準を順守している作業内容であること。
- ・防災工事(落石防止網工、コンクリート張り工など)の準備工事は対象としない。
- ・将来の宅地造成に向けた作業は対象としない。

#### 【助成金額】

- ・上限額を設定した上で、工事費の全額、又は一部を補助する。

### ② (仮称) 市民の身近な森づくり事業 直接施工型事業

#### 【対象地等】

対象地 民有緑地のうち樹林管理事業の対象とならない区域

対象者 民有緑地の所有者(個人/法人)

#### 【制度の内容】

- ・手入れの行き届いていない民有緑地を、土地所有者の承諾を得て市が所有者に代わり施工する。